

東三河の くらしと自治

「住民と自治」2020年1月号付録
会報：「東三河くらしと自治」
2019年12月10日 第76号
発行：東三河くらしと自治研究所
発行人：宮入興一（代表世話人）
住所：豊橋市中柴町100-1
東三河労連内：0532-54-2011

【自治体問題セミナー】

「日本財政の現状と財源問題」

—安倍政権下での経済財政政策の総決算—

講師 宮入 興一先生（愛知大学名誉教授）

10月26日（土）、アイプラザ豊橋で、自治体問題セミナーを開催。
宮入興一先生から、安倍政権下の経済財政問題について詳しくお話しいただきました。
参加者は9名でした。紙面の都合上、そのポイントだけご紹介します。

はじめに

小泉内閣を引継いだ第1次安倍内閣は、わずか1年で挫折した（2007.9）。しかし、それに続く自民党の短期政権（福田、麻生）と民主党による政権交代（鳩山、菅、野田）を経て政権に復帰した第2次安倍内閣（2012.12～2014.12）は、その後も内閣改造をへて今日まで第4次の長期政権を続けている。

第2次安倍政権で打ち出された経済政策は「アベノミクス」といわれ、この政策は基本的に現在まで引き継がれている。しかし、この間に、国及び地方の長期債務残高はGDPの2倍を超え、主要国で最大の「財政赤字大国」となった。日銀保有の国債額も国債発行残高の5割にも達している。にもかかわらず、日本は長期のデフレ経済から脱却し得ず、主要国の中で最低の成長率を更新している。

こうした「アベノミクス」による経済政策の大失敗が、国・地方の財政の足を引っ張り、国民経済だけではなく国民生活を直撃し、国民負担を増大させ、生活の困難と貧困を深刻にさせる元凶となっている。

今日の話の目的は、「アベノミクス」の失敗の検討をとおして、安倍政権下での日本財政の現状と問題点を解き明し、そこからの脱却の方途について究明すること。そのために、まず「アベノミクス」とはどのような政策であったかを再検討し、次いでアベノミクスの帰結と現在の到達点及び問題を明らかにする。そのうえで、安倍政権下での国と地方の財政の現状と問題点を摘出し、それを乗り越える方途を探ることにしたい。

1. 「アベノミクス」とはどのような経済政策だったのか

（1）「アベノミクス」の背景

- ・「アベノミクス」は、過去の自民党の政策の延長線上にある。
- ・「アベノミクス」は、1980年代からの経済グローバル化と新自由主義の潮流の展開を引き継ぐものであり、「小さな政府」、規制緩和、民営化、民活路線、雇用の非正規化、税制の



不公平化（消費税の導入強化、法人税・資産所得税減税）というのが内容である。

(2) 「アベノミクス」の政策命題と「三本の矢」

・ 「デフレ脱却と持続的成長」を至上命題とした「三本の矢」戦略をとる。

① 異次元の金融緩和策、②機動的な財政出動、③規制緩和を柱とする成長戦略①→②→③と連動することが期待された。しかし、実態は①に偏重し、とくに③には繋がらなかった。

2. 「アベノミクス」の「成果」と「失敗」

(1) 「アベノミクス」の出発点と「成果」

安倍政権の大目標は、「世界で一番企業が活動しやすい国を目指す」こと。

この大目標は差し当たって達成されたかに見える。その象徴が株価高騰と円安による資本資産の高蓄積である。

(2) 国民生活における格差拡大・構造的貧困化と国民負担の増大

1) 生活の格差拡大と貧困の深まり

・ 一方、一般の国民や貧困層に対しては、所得・資産の格差拡大と貧困化を恒常的に強め、格差の固定化と階級社会の再来をもたらしている。

2) 国民負担の増大

・ 消費税負担と社会保障負担率の増大に見られるように、大衆負担が増加した。

その反面、法人税実効税率の引下げ（37%→29.74%）や租税特別措置のような大企業優遇課税が行われている。

・ 消費税の増税分が法人税・所得税の減税分で相殺されている。

この「アベノミクス」の下で、国・地方の財政はどのように運用され、いかなる問題点や矛盾を抱えるに至っているのだろうか。

3. 日本財政の動向と現状及び問題点

(1) 日本財政の推移と動向

1) 財政収支の悪化と借金体質の慢性化

・ 1980 年半ば～90 年代ははじめのバブル期に、国の財政収支は一時的には改善された。

しかし、バブル崩壊後、公債依存度（公債発行額/歳出）は高止まりのままであり、国債残高の対 GDP 比は 2000 年の 72% から 2018 年には 160% まで激増し、先進国中では異常に高いものとなっている。

2) 長期債務の原因は国の財政運営の失敗

・ 政府や財務省などは、長期債務の原因は、地方に対する国庫補助金や地方交付税の増額にあるとしている。しかし、内閣府の資料で「基礎的財政収支」（PB：プライマリー・バランス）をみると、国の一般会計の PB が一貫して赤字であるのに対して、地方の普通会計の PB はほぼ一貫して黒字であり、かつ、地方交付税や補助金も増加よりむしろ減少傾向にある。つまり、問題は地方にではなく、国の財政運営の失敗にこそ問題があることを実証している。

(2) 租税負担と社会保障負担

1) 租税負担の逆進性と税源縮小

・日本の金融所得に対する課税は先進諸国の中では異常に低く、配当・株式譲渡所得への税率は2003～13年度の11年間で半減した。その結果、所得税負担率は、課税所得1億円をピークに急落し、逆進的負担になっている。

・所得税の場合も、消費税導入以降、最高税率の引下げや税率の刻みの縮小、定率・定額減税がほぼ毎年行われ、累進性が弱められた。

法人税は、課税ベースの拡大がなされないまま、税率だけが80年代半ばの43.3%から2016年には23.2%へほぼ半減された。

こうして、負担の不公平化が進むとともに、税源の縮小も進んだのである。

2) 社会保険料負担の低所得層への重課の強化

・社会保障負担も90年代以降急速に増加している。

所得課税負担(所得税+住民税所得割)と比べても、社会保険料の負担は非常に重い。しかも、低所得世帯ほど社会保険料負担が重い逆進性となっている。その理由は、社会保険料負担が、定率負担や定額負担制で、累進負担となっていないからである。社会保障負担は、貧富の格差を緩和する本来の所得再分配機能を完全に失い、むしろ、低所得者に対するほど過酷な逆再分配機能を果たすに至っているのである。



4. 「アベノミクス」の経済破綻からの再建と財政システム改革の課題

(1) 「アベノミクス」の経済政策破綻からの再建の柱

・以上のように、「アベノミクス」は、1980年代以来のグローバル化、新自由主義の下での規制緩和、民営化、民活化、構造改革、行財政改革の総仕上げをしようとするものである。しかし、それは日本の経済社会が直面する諸課題を解決するどころか、むしろ深刻化させかねない。これら諸課題の全面的な解決の究明は今日の話の目的ではないが、国と地方の行財政に関わる問題解決の方途については簡潔にふれておきたい。

(2) 国の行財政システムの改革

・財政の歳出面では、最大の項目である公共事業費、社会保障関係費、防衛関係費にメスを入れることである。

・公共事業費については、リニア新幹線など、相変わらず交通投資を中心に巨大開発・成長至上型の公共事業が最優先されている。それを、災害予防・減災投資や、医療・介護などの小規模な生活インフラの維持更新投資へと抜本的に転換する。

・社会保障関係費については、年金・医療・介護・保育・教育・貧困・雇用対策などの生活保障システムの拡充をはかり、国民生活の安心・安全が、国民経済の内発的経済循環につながるシステムへと変換する。

・防衛関係費については、アメリカ追従をエスカレートさせつつある防衛費拡充政策を、現行憲法の平和主義の徹底の方向へとシフトさせる。

・歳入面では、大企業・富裕層優遇型の法人税や所得税などを利用して莫大な租税回避を可能にしている不公平税制を是正する。

・税制改革と並んで、低中所得層にとって租税負担以上に重い負担となっている社会保険料負担の抜本的見直しを行い、現行の逆進負担を累進負担の方向へと転換する道筋をつけることが求められている。

(3) 地方の行財政システムの改革

- ・ 90 年代半ば以降の「分権改革」は、その改革過程ではむしろ集権化の流れが強まって挫折した。この流れを断ち切り、さらに逆転させ、「分権的分散システム」を確立し、地方自治の拡充と地域経済の内発的発展、維持可能な社会 (Sustainable Society) の実現を目指すことが求められている。
- ・ 国税と地方税の割合を見ると、2009 年度 53.3 : 46.6 が、2017 年度 60.9 : 39.1 と、国税の比重が増え、地方税の比重は逆に減少している。地方の自主税財源の拡充が大きな課題となっている。
- ・ 地方税とともに一般財源の柱である地方交付税の削減圧力も引き続けている。

2000 年代に入ると地方の財源不足額が増加し、地方交付税の法定分だけでは足りず、増額補填等の他に臨時財政対策債の発行も始まった。財源不足が生じた場合、法制上は本来交付税率を上げるべきであるのにそれをせず、交付税制度にさまざまな細工を施して交付税を圧縮してきた。第 2 次安倍政権に入ってから、再び交付税の圧縮圧力が強まっている。

- ・ 地方税、地方交付税と並ぶもう 1 つ大きな財源は国庫補助金であるが、ひも付き財源との批判を受けてその縮小や一般財源化が図られた。しかし、補助金は所管する各省庁やそれと深い関係にある「族議員」の利権と深く関わっており、その削減は容易ではない。結局、補助金は、補助率引下げはしても補助金そのものは手放さず、また、複数の補助金を統合して新補助金をつくるなど、さまざまな仕方生き延びてきた。しかし、補助金改革、特にその一般財源化は、地方財政改革の中でも核心部分の 1 つといえる。

おわりに

以上のように、地方行財政システムは状況の変化に応じてさまざまに変容してきた。

今日、人口減少と少子高齢社会の急速な進行、東京一極集中と地方衰退の同時併進、地域における格差社会と貧困化の深まり、頻発する巨大自然災害への対応など、地方自治体と地域において果たすべき課題は山積している。こうした課題に応えるためには、従来の中央主権型行財政システムでは適切な対応は不可能であり、「分権的分散システム」へと抜本的にシステム改革する以外にはない。

「アベノミクス」は、従来型の国の統治方法と統治機構を踏襲し、その上に、80 年代以来のグローバル経済と新自由主義の下で展開されてきた諸政策の総仕上げを意識的に変形して図ろうとしている。しかし、こうした政策では、日本の経済社会の再生どころか、その解体を促進することになりかねない。今や、わが国は、世紀単位の極めて重大な分水嶺に立っているのである。
(要約者：牧野)

(※当日、以上のご講演に基づき、参加者からご質問、ご意見をいただきましたが、紙面の都合上割愛させていただきました。)

(※報告の詳しい内容はレジュメに書かれています。レジュメをお求めの方は事務局までご連絡ください。)

東三河広域連合への聞き取り調査

当研究所は、11月1日(金)、東三河広域連合会館会議室において東三河広域連合(以下、広域連合)の組織や運営、介護保険事業を中心とした進展状況等について、当局からの聞き取り調査を行いました。(参加者、当研究所:宮入興一代表ら3名、広域連合:近藤康晴総務課長、加藤光洋介護保険課長ら4名)。

介護保険事業「第8期介護保険事業計画」

いま広域連合として最大の事業は介護保険事業です。2018(平成30)年4月1日から東三河8市町村の介護保険者を統合して広域連合による介護保険事業を開始しました。広域連合は、第7期介護保険事業計画(平成30年度～令和2年度)の策定に当たって、8市町村の介護保険料を特別措置として8市町村が保有している準備基金の積立金残高に応じて介護保険料を決めました。

保険料は12段階で第5段階が基準額(単位:円)

保険料 基準額	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村
	57,756	62,172	54,036	62,556	58,452	61,500	57,900	65,016

第8期介護保険事業計画(令和3～5年度)の策定では保険料を統一するための作業をすすめています。

第8期介護保険事業計画スケジュール

1. 令和元年8月 高齢者等及び介護従事者実態把握アンケート調査
2. 令和2年1月下旬 東三河広域連合議会福祉委員会へ調査結果等中間報告
3. その後、基本理念や介護保険施策について検討
4. 令和2年度に国から示される基本指針を踏まえ、令和2年度末に向け最終案を策定

一般高齢者向けアンケート調査

今年8月に行ったアンケート調査の結果公表は、来年2月になるとのことです。

一般高齢者向けアンケートは、設問に多様なニーズ項目が混入し、介護保険事業に対する住民の切実なニーズが低位にしか出てこない問題も見受けられるとの指摘に、介護保険課長は「貴重なご意見として次回に必ず反映できるようにしたい」と述べました。

また、第8期計画策定における一番の問題点を尋ねたところ、前回と、今回の2回のアンケート調査で共通して上がっているのは、「家族介護者の心身の異変がかなり高い。家族介護者の方々のリフレッシュ、いわゆるレスパイトに資する施策をなんとか形にいれることはできないか考えていきたい」と述べました。

介護事業者へのアンケート調査

8自治体の全介護事業所へのアンケート調査にかかわって、介護士不足問題や特養の空き理由等の実態の把握や介護施設の増減について尋ねました。

介護保険課長は、「介護士不足の一番の解決策は、少しずつ改善しているが、人件費をアップすることが重要です」と述べて、人間関係の重要性から介護施設の管理者や施設長を対象にした人材育成研修会にも努力していることを強調しました。

介護事業所の増減については、東三河広域連合が介護保険事業を行うようになってから、新規介護事業所が64施設、廃止が78施設と減少しています。町村地域においては中々新規事業所の進出が難しいこと。78施設廃止した地域は、その殆どが豊橋30事業所、豊川33事業所と2市で8割超となっています。当方から、その主な理由として、①昨年デイサービスの介護報酬が下がったこと、②ヘルパーの確保が困難な状況にあること、を指摘しましたが、介護保険課長は介護施設廃止届出書の理由から利用者減及び職員確保を上げました。

最後に、当方から、介護保険は、これまでの公助、共助、自助という順番が—逆転して、最初に自助、それが駄目なら共助、そして最後に公助となるような国の方針が進められており、国や自治体の存在意義が問われることが大問題と指摘しました。

第8期介護保険事業計画策定で市民生活にかかわる問題として、8市町村の保険料が統一されることも大きな課題となっています。当研究所として、介護保険事業についてより深く研究し、他の事業と共に監視していくことが強く求められています。

東三河広域連合の職員

年度	一般職員数				嘱託	
	派遣	再任用	併任	合計	事務	相談員
平成30年度	43	7	316	366	14	21
平成31年度	43	8	382	433	15	21

註1:増員の主な要因は、平成31年4月1日から旅券センター窓口開設

市町村税等の滞納引受け件数

平成30年9月	970件	8市町村の50万円以上の滞納者について最長2年間受託し、納税折衝、財産調査、滞納処分等。
令和1年10月	925件	

社会福祉法人認可、監査指導

年度	認可件数	監査件数
平成29年度	66	3年に1回の監査。平成29年度に法改正があり、平成29・平成31年度は全法人の監査実施。
平成30年度	66	
令和1年度	66	

障害者支援区分認定

消費生活相談

年度	実績件数	委員28人。4合議体で構成。	相談員	相談件数	ハガキによる架空請求等増加傾向。出前講座など各種啓発の実施。
平成29年度	1,241		21	4,506	
平成30年度	1,776		21	4,810	